

1. 経緯・背景

- 地方分権一括法により、県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに伴い、都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度から、指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更される。

	都道府県民税	市町村民税（指定都市）
旧税制（～平成29年度）	4%	6%
新税制（平成30年度～）	2%	8%

- 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の階層区分は、「市町村民税所得割合算額」を用いて決定されているところ、指定都市のみ税率が変更となると、指定都市と他の市町村の居住者の税額が異なることとなり、不公平が生じる。

2. 改正の概要

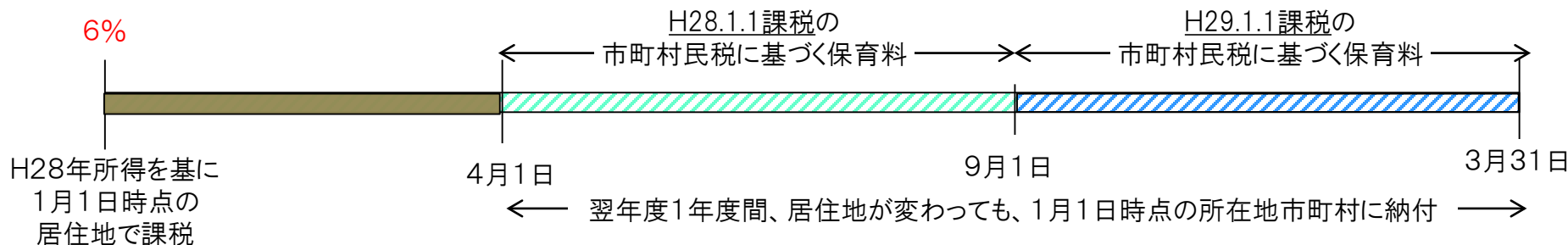
- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。（内閣府令改正）
- 運用上、
 - ・ 算定に当たっては一定の事務負担の発生が見込まれるため、税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに利用者負担を決定することも可能とする。その場合、近似値での算定となることに留意すること。
※ マイナンバーでの情報連携（税源移譲前の情報）は想定していない。（指定都市における事務負担（6%で計算した全市民の税情報の副本登録）が大きく、運用により近似値での算定が可能であるため。）
 - ・ 自治体独自の減税措置等により、市町村民税率が現時点で6%ではない場合については、税源移譲前の旧税額になるよう新税率により計算された額に適切な割合を乗じて計算すること。

<改正の施行期日> 平成30年9月1日

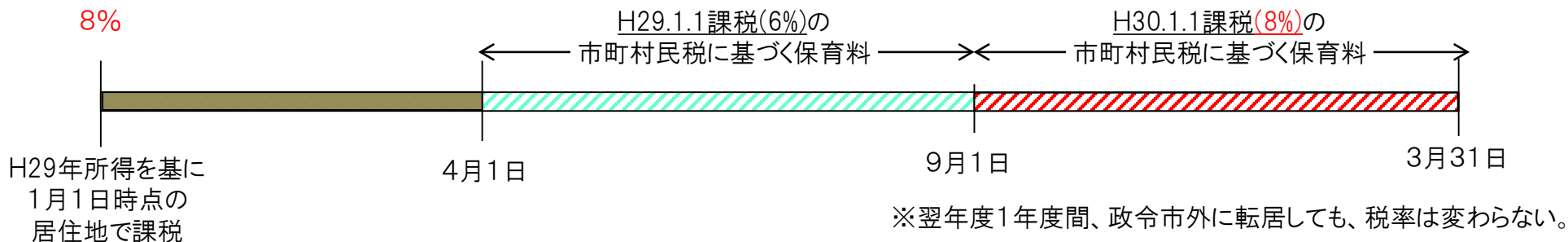
- ※ 4月～8月分の利用者負担額については、前年度分の市町村民税所得割額に基づき決定されることから、本税源移譲の影響を受けないため。

(参考) 指定都市に係る市町村民税所得割の税率改正に伴う対応について

○ 現行の考え方(平成29年の場合)



○ 平成30年1月1日に政令市に居住の場合



○ 平成30年1月1日に政令市外に居住の場合

